

意見書案第1号

マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底と
マイナ保険証の見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月30日

東近江市議会議長
大橋保治様

提出者

東近江市議会 総務常任委員会
委員長 鈴木則彦

マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底と
マイナ保険証の見直しを求める意見書

政府は6月2日にマイナンバー法等の一部改正案を成立させた。しかし、コンビニエンスストアで別人の住民票が交付されたり、給付金の受取口座が本人ではなく家族や同居人らの名義を登録したとみられるケースが約13万件あるなど、マイナンバーカードを巡るトラブルは後を絶たない。また、マイナポイントを別人に紐付けされたケースも散見される。

特に、マイナ保険証については、他人の情報がカードに紐付けされていたケースが7,300件あった。これは、個人情報に対するセキュリティ管理が不十分と言わざるを得ない。

令和6年の秋には健康保険証が廃止され、患者はマイナンバーカードを医療機関に提示し、診療を受けることになるが、医療に関する手違いは、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れがある。

これらのトラブルの原因を解明し、再発防止に努めることが必要である。

よって、マイナンバーカードを利用するシステムの個人情報漏えい防止を含むセキュリティ管理の徹底とマイナ保険証のあり方の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月 日

東近江市議会議長 大橋保治

提出先：内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣